

**【重要】**

## 日本産婦人科医会会員ポータルシステム稼働に伴う 医会単位申請、付与に関するご案内(2024.7月～)

2024年9月13日  
兵庫県産科婦人科学会

2024年5月より開始された日本産婦人科医会のポータルシステム稼働に伴い、2024年7月以降に開催の研修会では、システムを使って日本産婦人科医会単位を付与することとなりました。

2024年5月、日本産婦人科医会本部からは会員宛に「会員番号とQRコード」用紙が送付されましたが、日本産科婦人科学会が会員宛にJSOGカードを発行しているのに対し、医会からは会員番号と会員個別のQRコードが記載された用紙が配布されたのみで、カードはありません。

本会では日産婦医会会員に対しては、研修会参加の際には「会員個別のQRコードのプリント」もしくは「スマホに保存して頂いたQRコード画像」をご提示頂く等の案内を行っておりますが、多くの会員に医会番号・QRコード持参の流れが浸透するまでにはまだ少し時間を要します。

そこで研修会主催者におかれましては円滑に研修会の準備開催を行っていただきます様、2024年9月版の研修会マニュアルをご確認頂き、準備を進めて頂きます様ご案内申し上げます。

### 【ご注意ください】

- 1) 2024年6月までに開催の研修会では機構単位発行のため、日本産科婦人科学会ホームページより機構単位発行のための研修会申請を行って頂いておりましたが、2024年7月以降に開催の研修会では日本産婦人科医会に対しても同様の申請が必要となります。
- 2) 医会単位付与には「日本産婦人科医会会員番号」または「医会会員QRコード」の情報が必要となります。
- 3) 現地開催の場合、医会単位付与のための機材(PC、タブレット+QRコードリーダー)が必要となります。WEB開催の場合は事前に医会会員番号の収集が必要です。
- 4) 2024年7月以降に開催の研修会は今まで研修会後に提出をいただいております報告書の提出が不要となります。

以上。